

# 令和7年第1回軽井沢町議会定例会6月会議

## 一般質問通告

通告順	議席番号 議員氏名	質問事項	備考
1	11番 横須賀桃子	○手話言語条例の浸透状況や課題について	
2	9番 利根川泰三	○デマンドタクシー実証運行事業について	
3	3番 小山裕嗣	○環境基本計画に基づく環境学習の整備及び人材育成の進捗状況について ○軽井沢 Wine Day を契機とする広域連携ワインツーリズムについて	
4	1番 金山のぞみ	○高齢者の運転免許証自主返納について	
5	5番 福本修	○滞在型貸農園について ○循環バスの利用促進策について	
6	4番 眞島聡子	○訪問型の産前・産後ケア、子育て支援について	
7	7番 押金洋仁	○公共インフラの老朽化対策について ○相続登記の義務化について ○森林法に該当する森林の伐採について	
8	6番 中澤睦夫	○農地付き空き家の利用について ○町民菜園の有機栽培の取り組みについて ○公民館のクーラー設置について	
9	2番 小林天馬	○自立した暮らしを支えるごみ出し支援の仕組みについて ○子どもの発育と学習に与える電子機器の影響と対応について ○学校給食無償化を踏まえた質の向上と地域食材の活用について	

令和7年第1回軽井沢町議会定例会6月会議

一般質問通告書

通告順	議員氏名	質問事項
1	11番 横須賀 桃子	<p><b>○手話言語条例の浸透状況や課題について</b></p> <p>町は昨年3月に「手話は言語である」という認識のもと、障がいの有無に関わらず全ての住民や来訪者が心を通わせ理解し合える地域社会の実現を目指し、手話の普及や聴覚障がい者への理解促進、手話で会話ができる環境整備を目的とした手話言語条例を公布・施行した。</p> <p>そこで、誰もが互いを尊重し合える地域社会の実現を推進するため、条例の浸透状況や課題を伺う。</p> <p>(1) 手話の普及や聴覚障がい者への理解を深めることは共生社会の実現に不可欠であるが、条例をどのように住民・事業者・観光客へ周知しているのか。またその取り組みの効果をどのようなデータや事例で評価しているのか。</p> <p>(2) 条例に基づき、町が実施している聴覚障がい者との円滑なコミュニケーションを図るための具体的な支援策は。また直面している課題はあるか。</p> <p>(3) 町職員が手話を学ぶことも共生社会を目指すうえで必要だと考えるが、町における手話研修の実施状況について伺う。</p> <p>(4) 災害時の情報提供や、町主催のイベントにおける手話通訳・字幕対応の充実について、今後の方針と具体的な施策はあるか。</p> <p>(5) 町は国際的な保健休養地として、来訪者と交流し、育んできた人権尊重の精神を次の世代にも繋げるために「人権尊重の町」を宣言しているが、観光案内所や主要施設での手話対応などの現状と今後の取り組みは。</p> <p>(6) 聴覚障がい者や関係団体からの意見・要望を把握することは、地域のニーズに応えるために不可欠であるが、意見収集は行っているか。また今後の手話の普及や、聴覚障がい者支援の具体的な目標や計画は。</p> <p>(7) 「誰もが心を通わせ理解し合える地域社会」を実現するため、条例を活かし具体的なステップや目標を示すことで住民が共に協力し合える基盤を築けると考える。実現に向けたロードマップを策定する考えは。</p>

通告順	議員氏名	質問事項
2	9番 利根川 泰 三	<p><b>○デマンドタクシー実証運行事業について</b></p> <p>(1) 令和6年6月から年度末までの実証運行が終了し、再度令和7年度の実証運行事業が始まっていることから次のことを伺う。</p> <p>①令和6年度の利用登録証の交付人数と実際の利用人数は。その中で一番利用の多かった利用者の回数と平均利用回数は。</p> <p>②3月会議代表質問の町長答弁で利用者から「移動の自由度が上がった」とあったが、利用者全体の意見聴取の実施と具体的評価はあったか。</p> <p>③令和6年度の事業者への支払総額は。</p> <p>④令和6年度に登録していた方が引き続き利用を希望する場合、再度登録が必要とのことだが理由は。</p> <p>⑤令和7年度の利用登録証の交付人数は。</p> <p>⑥令和6年度の実証運行の結果を踏まえ、今年度見直しや改善した点はあるか。</p> <p>⑦令和7年度の登録の際、窓口で1時間以上待たされた方がいる。対応に不備があったと考えるが、対策は。</p> <p>(2) デマンドタクシー実証運行事業について町民や事業者から次のような意見があることを踏まえ伺う。</p> <p>①利用者から土日祝日の利用もしたいとの声がある。またタクシー運転手からは閑散期の土日祝日にも利用してもらいたいとの意見もあるが利用日拡充の考えは。</p> <p>②町内医療機関の診察時間が午後からの場合、デマンドタクシーの利用時間が午後4時まででは帰宅の際に利用が難しい。利用時間改善の考えは。</p> <p>③利用対象者となる高齢者の中には、広報かるいざわや町ホームページ等が見れず、本事業の情報を得られていない方が多い。対策は検討しているか。</p>

通告順	議員氏名	質問事項
3	3番 小山裕嗣	<p><b>○環境基本計画に基づく環境学習の整備及び人材育成の進捗状況について</b></p> <p>昨年1月の全員協議会において、新たに策定された軽井沢町環境基本計画で示される「学校等における環境教育の推進」について具体策を伺ったが、「まだ検討段階にある」との答弁であった。あれから1年半が経過していることから、環境基本計画に基づく環境学習の整備及び人材育成の進捗状況について伺う。</p> <p>(1) 基本計画では、学校等での環境に関する出前講座の開始は、令和7年度からとなっている。昨年の時点では、当時の環境課長より「いろいろな分野の専門家に依頼する形で出前講座を行い、未来を担う子どもたちのために今後進めていきたいと考えている」と答弁があったが、どのように進んでいるのか。</p> <p>(2) 環境活動を担う人材の育成については、昨年9月より「軽井沢 野杜の匠」養成講座が開講され、現在10名の受講生が学びを進められている。講座を開始してまもなく9ヶ月経過するが、進捗状況はいかがか。</p> <p>(3) 今年3月には2期生を募集し、5月から学びを開始されたと認識している。1期生は54名の応募に対し10名を受講生として決定されたようだが、2期生の応募件数と受講者数を伺う。</p> <p>(4) 現在の1期生が、来年8月の講座終了後、「軽井沢 野杜の匠」と認定された際には、環境基本計画のとおり、講師として学校における環境学習を実践されるという理解で良いのか。</p> <p>(5) 環境基本計画にある、「地域環境リーダー（仮称）」の担い手の対象となる方と人選方法を伺う。また、「軽井沢 野杜の匠」との違いは何か。</p> <p>(6) 「軽井沢 野杜の匠」は、町内の緑を守り、自然環境の保全及び普及啓発活動を担う人材と承知しているが、名称や役割についてはまだ浸透していない。今後、周知に向けた情報発信を行う考えはあるか。</p> <p><b>○軽井沢 Wine Day を契機とする広域連携ワインツーリズムについて</b></p> <p>5月18日に東信地方で生産されるワインの魅力を広めようと、軽井沢駅構内において「軽井沢 Wine Day」が開催され、千曲川ワインバレー特区連絡協議</p>

通告順	議員氏名	質問事項
3	3番 小山裕嗣	<p>会加入自治体のワイン関係者が集った。昨年、千曲川ワインバレー特区連絡協議会に正式加入した当町では初開催のイベントだったことから以下について伺う。</p> <p>(1) 軽井沢 Wine Day を開催してみての所感について伺う。</p> <p>(2) 今回は小諸市との連携により、スペシャルワインセミナーも開催された。こちらの反応はどうだったか。また今後の取り組みについて伺う。</p> <p>(3) 近隣自治体は、軽井沢が首都圏からのゲートウェイとなり、千曲川ワインバレー東地区への誘客やワインツーリズムにつながることを期待しているが、軽井沢を訪問する観光客が東地区には流れていないという研究データも明らかになっている。今後の課題についてはどう考えるか。</p> <p>(4) この5月には、御代田町、小海町も千曲川ワインバレー特区連絡協議会に正式加入となり、合わせて12市町村となった。鉄道沿線自治体が増えたことで、まさに千曲川ワインバレー鉄道ともいえる流れとなってきた。今後は公共交通を巻き込んだツーリズムの可能性を具体的に検討していく必要があると考えるが、町の考えは。</p> <p>(5) 今後ワインイベントを開催する際は、町単独ではなく広域的な開催が望ましいと考えるが、近隣自治体との連携強化について町の考えは。</p>

通告順	議員氏名	質問事項
4	1番 金山のぞみ	<p><b>○高齢者の運転免許証自主返納について</b></p> <p>軽井沢町交通安全計画では「交通事故件数は、減少傾向にありますが、一方で高齢者の人口増加等により、高齢ドライバーの安全不確認、脇見運転、動静不注視等の安全運転義務違反に起因する交通事故が後を絶ちません。」と記載されている。</p> <p>今年5月には隣町のスーパー駐車場でブレーキとアクセルの踏み間違いによるものと思われる人身事故が発生し、尊い命が失われた。主に高齢者の身体機能や認知機能の低下とそれに伴う交通事故を防ぐため、運転免許証の自主返納は有効な手段の1つであるが、一方で、実際には自主返納後も町内で暮らし続けるのは難しいため交通の便の良い地域への移住も視野に考えないといけないといった声がある。</p> <p>第6次軽井沢町長期振興計画策定に係る町民等意向調査（アンケート）報告書においても公共交通が不便という声は多いことがわかる。そのため交通弱者をサポートすることが必要であることから以下について伺う。</p> <p>(1) 軽井沢警察署管内における高齢ドライバーによる過去3年間の交通事故発生状況は。</p> <p>(2) 高齢者による運転免許証の自主返納割合は。</p> <p>(3) 運転免許証を返納した高齢者の日々の交通手段はどのように考えているか。</p> <p>(4) 当町は運転免許証自主返納支援事業として、タクシー及び循環バスで利用できる1万円分の免許自主返納優待券の交付と運転経歴証明書交付手数料の補助を行っているが、高齢者の運転免許証自主返納を推進するため、当該支援事業の拡充は検討できないか。</p> <p>(5) シニアカーと呼ばれるハンドル型電動車椅子などであれば運転免許証の返納後も自分の意志で自分の好きな時に好きな場所へ移動することができる。そのためには安全に移動できる歩道の整備が欠かせないが現状における移動環境の整備状況は。</p> <p>(6) 長野県警察では高齢者の自主返納者などに対して、参加店舗で特典を受けられる「長野県警察シニアサポート制度」を行っている。町内の店舗を対象にこのような特典を受けられる店舗を拡充、もしくは同様の制度を町独自で行うことはできないか。</p> <p>(7) 自主返納の前段階として安全運転サポート車</p>

通告順	議員氏名	質問事項
4	1番 金山のぞみ	<p>(通称サポカー)の普及啓発も高齢ドライバーによる交通事故防止対策の有効な手段の1つである。サポカーへの乗り換え補助の再開は検討できないか。</p> <p>(8) 軽井沢町交通安全計画では、高齢者に対する交通安全教育施策の1つとして「高齢運転者には、安全運転サポート車の普及啓発や運転免許証の自主返納制度の周知について推進します。」と記載されているが、具体的にどのように周知をしているのか。</p>

通告順	議員氏名	質問事項
5	5番 福本修	<p><b>○滞在型貸農園について</b></p> <p>(1) 滞在型貸農園の需要調査は「緑のおたより」「風のおたより」「町ホームページ」によるアンケート実施を検討していると過去の答弁にあったが、他のメディアを利用する計画はあるか。</p> <p>また、アンケートの実施時期についても伺う。</p> <p>(2) 滞在型貸農園事業の実施場所の選定に向け、農業委員会へ候補地の照会を行ったとのことだが、どのような回答を受けているか。</p> <p>また、農業振興地域内並びに無指定地域の耕作放棄地の地主から実施場所として提供可能との申し出があった場合、町は受け入れるのか。</p> <p><b>○循環バスの利用促進策について</b></p> <p>本年1月に追分公民館で実施した町との公共交通に関するワークショップを通じて、循環バス利用の潜在ニーズが掘り起こせていないと感じた。潜在ニーズを引き出し、循環バスの利用を促進するために次の2点を質問する。</p> <p>(1) 上記ワークショップ参加者の中には、循環バスを乗り継いで自宅から商業施設へのアクセスが可能であってもそれを認識していない人がいた。複数のバス路線図を見比べながら往復の出発時刻を確認することが難しい人もいることから、電話や窓口で目的地までの経路を案内できることを積極的に周知し、路線バスの利用促進につなげてはどうか。</p> <p>(2) 横浜市や新潟市は、各自治体に特化した経路案内をインターネット上で提供している。</p> <p>当町においても、ウェブサイト上で出発地と目的地を入力することで目的地まで利用する路線バスなどの情報を取得できるサービスを提供してはどうか。</p> <p>(3) つくば市ではGoogleマップにバス情報を掲載しているため、Googleマップで経路検索をするとバス等を使用した経路情報を取得できる。</p> <p>町ではオープンデータの公開を進めているが、バス情報をGTFSデータリポジトリ等に公開したとしても、Googleマップにデータは公開されないため、能動的にアクションを起こしていく必要があるが、ICTを活用した目的地までの経路案内について考えを問う。</p>

通告順	議員氏名	質問事項
6	4番 眞島聡子	<p><b>○訪問型の産前・産後ケア、子育て支援について</b></p> <p>国は「妊婦等包括相談支援事業ガイドライン」の中で、孤立した子育てを防止し、虐待リスクの高まりを防ぐためには、出産前から継続して市町村や支援機関等が、妊娠・子育て世帯と繋がりを保ち気軽に相談できる環境や関係性を構築し、必要に応じて適切な支援・サービスを提供できるよう体制を整備することが必要であるとしている。</p> <p>(1) 妊婦のための支援給付は、安心して出産子育てができるよう妊娠前期と後期に面談をセットに計10万円の給付を行う事業である。面談までの流れと面談や妊婦へのアンケート結果から見えてきた出産子育ての悩みや課題等はどのようなことであったか。</p> <p>(2) 東御市では妊娠後期の妊婦家庭を助産師が訪問する妊婦訪問が行われ、早い段階から妊婦と家庭の状況を把握し対応することができ不安軽減や子育ての環境向上につながっている。また妊婦からも好評である。町で助産師による妊婦訪問を行う考えは。</p> <p>(3) 産後ケアは、出産後1年以内の母子を対象に助産院や医療施設で心身のケアや育児サポートが行われ、宿泊型・日帰り型・訪問型の3つの支援がある。出産後の女性は、育児の疲れだけでなく、女性ホルモンの変化や睡眠不足により心身に不調をきたし、産後うつになる人もおり、母子共に健康を守っていく上でも必要不可欠なサービスである。</p> <p>①町では、宿泊型と日帰り型産後ケア事業を町外施設で実施している。5・6年度の宿泊型と日帰り型、それぞれの年間出生数に対する利用者割合と平均利用日数、主な利用理由と産後どれくらいの時期に利用しているか、また利用者と家族の感想および課題を伺う。</p> <p>②訪問型産後ケアは、助産師等が、産婦の家庭を訪れ母子のケアを行う事業であるため、移動する必要はなく、上の子も含めた家庭への負担も少ない。小諸市など近隣市町でも実施している。町で訪問型支援を行う考えは。</p> <p>(4) 「子育て世帯訪問支援事業」は、家事・育児等に不安や負担を抱える子育て世帯や、妊産婦、ヤングケアラー家庭を支援員が訪問し、家事育児を行う事業で、家庭環境を整え虐待リスクの高まり</p>

通告順	議員氏名	質問事項
6	4番 眞島聡子	<p>を未然に防ぐことを目的とし国の未来戦略の中で重要事業として位置付けられている。町の産前・産後ケア事業には家事支援が含まれていないが、子育て世帯訪問支援事業を組み合わせれば、親の支援が得られない妊産婦やワンオペ育児や家族の負担を軽くできる。</p> <p>①昨年的一般質問で、町は「産褥期の家事育児支援は母親や新生児のために有効な支援の一つである」との認識であった。産褥期以降～生後1年や多胎児家庭への家事育児支援の必要性について町の見解を伺う。</p> <p>②当支援事業は国・県補助もあり近隣市町も実施している。家事育児支援を整備し子育て世帯を支援することは、長期振興計画で示す「子どもを産み育てやすい環境づくり」となる。制度導入への見解は。</p>

通告順	議員氏名	質問事項
7	7番 押金洋仁	<p><b>○公共インフラの老朽化対策について</b></p> <p>高度経済成長期に人口増加を前提として増え続けた社会基盤インフラの多くが耐用年数を超え更新時期を迎えていることはこれまでも指摘されてきた。財源不足や人材不足という厳しい条件のもと、人口減少のフェーズに備えて公共施設の縮減と統合の必要性が高まる中で、いかに効率的かつ効果的に維持管理・更新を進めていくかが課題となっている。そうした背景のなかで、長期的視点に立った公共施設等の長寿命化と老朽化対策を主眼に、現状の把握と将来の管理方針を定め、縮減に向けた数値目標を設定した公共施設等総合管理計画が当町でも平成 29 年に策定、令和 5 年に改定されている。</p> <p>(1) 水道管の老朽化について伺う。地下の管路網など直接目視できないインフラについては老朽度合いが把握しづらいことから更新の優先度の判定が難しくなる。当町における法定耐用年数を越えた上水道管の敷設割合はどのくらいか。</p> <p>(2) 一部の家庭から炊事場や浴槽に砂が溜まる事例が報告されている。ゴールデンウィークや夏季の混雑期など水の使用が増える時期になると砂が混入することのだが、原因として考えられることは何か。水を出し続けると改善されるようだが、根本的な対策は検討できないか。</p> <p>(3) 町内の下水道管の約 3 割がコンクリート管になっているが、下水中に含まれる有機物が分解される過程で硫化水素が発生することによりコンクリートの表面が溶解することが指摘されている。塩ビ管への交換の必要性はないのか。</p> <p>(4) 公共人材の不足を補いながら道路等の老朽化を早期に発見し事故を未然に防ぐ試みとして、市民参画型のインフラ情報プラットフォーム、いわゆるシビックテックの構築が各地ですすんでいる。当町で導入された LINE のチャットボットも、住民が IT 技術を活用して地域の課題解決に取り組む活動に繋がらうと思うが、どの程度の情報が寄せられているか。</p> <p>(5) 公共施設等総合管理計画において、公共施設の保有量、延床面積を平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間で 4 %以上削減することを目標として設定しているが、建設費の高騰等により将来の更新費はさらにシビアに試算する必要もある。新庁舎改築や西部小学校増築等、ダウンサイ</p>

通告順	議員氏名	質問事項
7	7番 押 金 洋 仁	<p>ジングの方向性とは相反する更新も進む状況にあるが、今後の公共施設の保有量の方向性について所見を伺う。</p> <p><b>○相続登記の義務化について</b></p> <p>令和3年に不動産登記法が改正され、これまで期限や罰則がなく、するかしないかは相続人に委ねられていた相続登記が義務化された。所有者が亡くなったのに相続登記がされないことによって、登記簿を見ても所有者が特定できない「所有者不明土地」が全国で増加し、不法投棄等の環境悪化や空き家の増加のほか公共工事が円滑に進められないなどの問題が背景にあるとされている。平成29年の国の調査によれば、所有者不明土地面積の合計は国土の22%にのぼっているとのことである。</p> <p>令和6年4月1日の相続登記義務化の施行に伴い、所有者不明土地の解消や不動産取引の円滑化といったメリットが今後期待されるが、他方相続を知覚した日から3年以内に登記をしなければ10万円以下の過料の適用対象となり、放置しておくほど相続人が増え協議が進まなくなる等の注意点については認識が進んでいないと思われる。</p> <p>義務化が開始されて1年が経過したが、相続登記の義務化自体を知らない住民は少なくない。町は周知全般について高齢者や別荘所有者も含めどのような対策をとっているか。</p> <p><b>○森林法に該当する森林の伐採について</b></p> <p>自然保護のための土地利用行為の手續等に関する条例及び同施行規則の第3条(11)では、事前協議の対象となるものとして300㎡以上の木竹伐採を掲げ、但し「ア」で森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となる私有林を除外している。</p> <p>このいわゆる5条森林においては、立木1本の伐採でも届出が必要なこと、また伐採及び伐採後の造林の届出報告を怠った場合は罰金を伴う罰則規定があることについての理解が浸透していないのではないかと。周知の必要性を感じるが見解は。また県からは森林法による規制と自然保護対策要綱による規制の並立について見解等は示されているか。</p>

通告順	議員氏名	質問事項
8	6番 中澤睦夫	<p><b>○農地付き空き家の利用について</b></p> <p>移住者等に対して空き家に隣接する農地を併せて提供する「農地付き空き家」の利用が広がりを見せている。国土交通省の『農地付き空き家』の手引きによれば、令和6年8月末時点で約1,800件の成約実績があったようである。</p> <p>当町はIターン、Jターン、Uターンなどの施策は実施していないことから、農地付き空き家の情報を入手することができる国土交通省の「空き家バンク」には登録していないようだが、町内の農地付き空き家は増えており、この資源を活用できれば地主・移住者双方にメリットがあり、地域の活性化にもつながる。</p> <p>今後、農地付き空き家による移住定住施策を進めるべきであると考えことから、次の質問をする。</p> <p>(1) 町内の「農地付き空き家」は下発地地区だけでも10軒以上あり、町内各地にもあると聞いている。町では実態をどのように把握しているのか。また、町はこのような物件が増加していくという認識はあるのか。</p> <p>(2) 町内の空き家に移住され農業をはじめようとしている方に話を聞くと、若い世代の移住ニーズはあるものの農業を行うことはハードルが高いと感じているとのことであった。農業を試験的に開始するための補償や農業技術学習補助、農機具購入補助など行政からの支援を要望する声があるが、各種補助事業を実施してはどうか。さらに補助事業の内容を充実するため、自治会（区）への加入や地域行事への参加など地域の活性化に協力することを要件として、兼業農家も補助対象に加えた制度として創設できないか。</p> <p>(3) 総務省の「地域おこし協力隊」は、地域協力活動を行いながら定住を図る事業で、国からの助成もある。当町においても協力隊に農地付き空き家に移住してもらい、未利用農地の再利用やソバ打ち体験の伝承等の活動を行ってもらうことで地域の活性化に寄与するものと考えているが、本取組の導入について検討できないか。</p> <p>(4) 他の自治体では空き家のリフォームを地元業者が実施した場合に補助を行っている事例がある。当町において、農地付きも含めた空き家のリフォーム（片づけ作業も含む）に対する助成事業を実施する考えはあるか。</p>

通告順	議員氏名	質問事項
8	6番 中澤睦夫	<p><b>○町民菜園の有機栽培の取り組みについて</b></p> <p>(1) 町民菜園の利用者は様々な栽培方法を実施しているというが、有機栽培、減農薬・減化学肥料栽培を希望する方もいると思われる。町において町民菜園利用者に対してアンケートを取ったと思うが、その結果を踏まえてどのような対策を進める考えか。有機栽培の希望者を対象とした講習会実施の有無も含めてうかがう。</p> <p>(2) 有機栽培は土づくりが基本だが、地主と打ち合わせをして、秋から冬にかけ、例えばキノコの廃菌床を有機資材として町民菜園の農地にすき込むなど考えられないか。</p> <p><b>○公民館のクーラー設置について</b></p> <p>クーラーが設置されていない分館がある。最近の気候変動による高温化対応や避難所にも指定されていることを踏まえると、全分館への設置が必要だと思うが、町の見解をうかがう。</p>

通告順	議員氏名	質問事項
9	2番 小林天馬	<p><b>○自立した暮らしを支えるごみ出し支援の仕組みについて</b></p> <p>高齢者の方のごみ出しに関しては、「足が悪く遠い集積所まで歩くのがつらい」「免許返納しているため坂道を歩かなくてはいけない」などの声が寄せられている。高齢化の進行により今後さらに高齢者の生活面での負担は増していくと予想され、支援体制の構築が求められる。</p> <p>町高齢者保健福祉計画に係る高齢者アンケートでは、「ごみ出し」は支援ニーズが 27.4%となっており、「雪かき」「買い物」「移動手段」等とともに高い結果が示された。この結果からもごみ出し支援は明確な行政課題と捉えるべきである。また、「高齢化」「坂道の多い集落」「別荘地」「観光地」といった町の特性を踏まえ、以下を伺う。</p> <p>(1) ごみ出しが困難な高齢者世帯や免許返納者の数を町は把握しているか。また、その情報については、地域包括支援センターや民生委員と共有はされているか。</p> <p>(2) 県内では佐久市をはじめ、33の自治体のごみ出し支援制度を導入しているが、町では県内の先行事例をどの程度把握・分析しているのか伺う。また、ごみ出し支援を単なる環境施策としてではなく、高齢者福祉や地域包括ケアの一環として位置づけ、生活支援体制整備事業やサービス推進会議など既存の仕組みと連携させながら、町独自の制度として導入を検討してはどうか。</p> <p>(3) 町社会福祉協議会の「安心ほっと生活サポート事業」により、地域通貨「ルイザ券」を使ったごみ出し支援が可能となっている。町において、会員数やごみ出し支援での利用実績、周知・利用促進策をどのように把握しているか。</p> <p>(4) 高齢者が電話で手軽に登録やマッチングができるボランティアマッチングサービス「えんじよるの」は、町内でごみ出し等の援助を有償ボランティアで行っている。高齢者のごみ出し負担を軽減するため、当該団体と連携していくことはできないか。</p> <p><b>○子どもの発育と学習に与える電子機器の影響と対応について</b></p> <p>現代の子どもたちは、かつてないほど早い段階からスマートフォンやタブレット等の電子機器に触れ</p>

通告順	議員氏名	質問事項
9	2番 小林天馬	<p>て育っている。これらの機器は学習や調べ学習において一定の効果が認められる一方で、視力や集中力、学力、言語発達、親子の関係など多方面に影響を及ぼす懸念も指摘されている。</p> <p>また、ICT 教育を先行してきた北欧諸国においても、学力低下や記憶力の低下が問題視され、紙教材への回帰が始まっている。例えばスウェーデンでは、2010 年から「一人一台」端末を推進し、デジタル教科書へ完全移行していたが、2023 年から印刷教材重視へと政策を転換。カロリンスカ研究所は「デジタルツールは学習を妨げる」とし、読解力・記憶力の低下や、教科書学習との成績差を示している。またフィンランドでもゲーム依存による男子児童の学力低下が問題視され、読書習慣の強化に取り組んでいる。ニュージーランドやドイツでも同様の見直しが進められている。</p> <p>一方で、日本では GIGA スクール構想により、児童生徒 1 人 1 台の端末配備が進み、現場では端末の活用が常態化している。こうした状況を踏まえ、町として、子どもたちの健全な育成と学びの質を守るために、どのように電子機器との付き合い方を考え、対応していくのかが問われている。以下、現状の把握と、今後の対策について伺う。</p> <p>(1) GIGA スクール構想により 1 人 1 台の端末が整備されているが、すべての教科で一律に活用することが望ましいとは限らない。教育効果や発達への影響も踏まえ、教科ごとの適否に応じた活用が必要と考える。</p> <p>①小中学校における教科別の端末使用実態について、町はどのように把握しているか。</p> <p>②視力や集中力、読解力、睡眠習慣など、端末の過剰な使用による子どもへの影響が懸念される中、町としてそのリスクや課題をどう認識しているか。</p> <p>(2) 日本小児科学会は、「2 歳未満のスクリーンタイムを避け、2 歳以上も 1 日 1 時間以内が望ましい」と提言している。しかし、乳幼児の段階からスクリーンに触れる機会が増えている現状を踏まえ、町としての対策や啓発の取り組みについて伺う。</p> <p>(3) 「子どもとメディア信州」の調査では、小学 6 年生の 3 割、中学 3 年生の 6 割超がスマートフォンを個人で所有している実態が報告されてい</p>

通告順	議員氏名	質問事項
9	2番 小林天馬	<p>る。こうした状況を踏まえ、町内の小中学生の所持率や利用状況について、現時点で把握しているか伺う。</p> <p>(4) 長野県岡谷市では、一部の学校で「アウトメディアチャレンジ」が実施されており、メディア利用を控えることで読書や外遊び、家族との会話が増えるなどの成果が報告されている。子どもの健全な生活習慣づくりに寄与する取組と考えるが、当町においても、メディア利用を適正に見直すような啓発活動や生活習慣改善の取組が既に行われているのか。現時点で実施していない場合には、今後実施していく考えはあるか見解を伺う。</p> <p><b>○学校給食無償化を踏まえた質の向上と地域食材の活用について</b></p> <p>国において令和8年度から小学校給食の無償化実施が予定されており、中学校も順次対象とする方針が示されている。</p> <p>一方、当町では令和4年度から既に独自に学校給食を無償化しており、令和7年度は一般財源から小中学校合わせて約4,447万円を負担している。国の制度導入によって町の財政負担が軽減される場合、その浮いた財源の活用方針が問われる。</p> <p>昨今の物価高騰や米不足により、食材の安定調達 は全国的な課題となっている。また、農水省の「みどりの食料システム戦略」では、有機農業の拡大が掲げられており、環境や子どもの健康の観点からも、給食における有機食材の活用は重要なテーマである。</p> <p>本町においても地元農家との連携を進める「学校給食応援隊」の取り組みが存在するが、今後はより持続可能な給食体制の構築に向け、国・県の支援制度も視野に入れた対応が求められる。</p> <p>また、長期欠席や家庭で学ぶ児童生徒への給食支援の在り方も、個別のニーズに対応した柔軟な制度設計が必要である。</p> <p>以上を踏まえ以下の点について町の見解を伺う。</p> <p>(1) 国による給食無償化制度の実施にあたり、浮いた財源は給食の質と量の維持・向上に再投資していく考えはあるか。また、制度設計への意見を国に発信していく考えはあるか。</p> <p>(2) 物価高騰や米不足を背景に、持続可能な給食</p>

通告順	議員氏名	質問事項
9	2番 小林天馬	<p>体制の構築が求められる中、「学校給食応援隊」との連携強化や有機食材の導入、食育推進をどのように進めていくのか。また、国・県の補助制度の活用方針についても伺う。</p> <p>(3) 長期欠席や学校外で学ぶ児童・生徒に対しても、柔軟かつ実効性のある給食支援が必要であるが、どのような内容で検討を進めているか。</p>